

秋田県週休2日制工事の今後の方針について（案）

令和6年3月12日
技術管理課

1 国の方針（週休2日の「質の向上」の拡大）

他産業と遜色のない休日の確保に向けて、改正労働基準法が適用される令和6年4月より、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、完全週休2日（土日）の促進のため、成績評定での加点措置を実施する。

月単位の週休2日の補正係数の新設に伴い、市場単価方式による積算および土木工事標準単価による積算についても見直しする。

2 実施区分

週休2日の「質の向上」の拡大などの働き方改革を推進させるため、国が新たに「完全週休2日（土日）」を新設したことを受けて、県の週休2日制工事の実施区分（定義）を見直し、令和6年10月1日以降の入札公告を行う工事から適用する。

実施区分	令和5年度	令和6年度
完全週休2日（土日・祝日）	○	○(改正)
準完全週休2日（全ての休日又は振替休日）	○	廃止
月単位週休2日	—	○(新設)
4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）	○	○
4週6休未満（現場閉所率21.4%未満）	○	廃止

※県が実施している「完全週休2日（土日・祝日）」の定義を改正する

3 積算における補正係数

(1) 建設部所管事業

国の改正に伴い、月単位の週休2日を推進するため、月単位の週休2日の補正係数を新設するとともに、工期全体（通期）の週休2日の補正係数を見直し、令和6年10月1日以降の入札公告を行う工事から適用する。

(2) 農林水産部所管事業

国の改正に伴い、工期全体（通期）の補正係数を見直し、令和6年10月1日以降の入札公告を行う工事から適用する。

4 工事成績評定における加減点

国の改正に準じて、完全週休2日を促すため、実施企業に対し成績評価に加点し、取り組みを支援するものとして、令和6年10月1日以降の入札公告を行う工事から適用する。

達成区分	令和5年度	令和6年度
完全週休2日（土日・祝日）の達成	4点	4点
準完全週休2日の達成	3点	廃止
月単位週休2日の達成 ※R6新設	—	—
4週8休以上の達成	2点	廃止
4週6休未満	－5点	廃止

5 週休2日実施証明証書の発行

国の改正に伴い、令和6年10月1日以降の入札公告を行う工事から、週休2日実施証明書の発行は行わないものとする。

達成区分	令和5年度	令和6年度
完全週休2日（土日・祝日）の達成	発行	廃止
準完全週休2日の達成	発行	廃止
月単位週休2日の達成 ※R6新設	—	—
4週8休以上の達成	発行	廃止

6 土木工事標準単価の補正係数

月単位の週休2日の補正係数の新設に伴い、土木工事標準単価による補正係数について、従来は週休2日を考慮した単価が刊行物（建設物価・積算資料）に掲載されていたが、今後、標準単価のみが掲載されるため、土木工事標準単価の補正係数を公表する。

7 実施要綱及び各部（課）運用の改正

上記改正に伴い、「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する各部（課）運用」を、令和6年10月1日から施行する。

なお、土木工事標準単価の補正係数の公表は、令和6年5月1日から施行する。

8 総合評価落札方式における週休2日の取扱い

(1) 「モデル工事等への取組（週休2日制工事の実施証明書の有無）」

週休2日実施証明書発行の廃止を踏まえ、令和8年9月30日まで入札公告を行う工事まで評価するものとし、発行日から2年以内のものを有効とする。

但し、令和6年10月1日以降に発行された実施証明書は、令和8年9月30日までを最長期限とする。

(2) 「企業の労働環境に関する姿勢（週休2日制度導入の有無）」

令和6年度より時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることから、評価項目を廃止する。